



保発1222第4号  
平成26年12月22日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長  
(公印省略)

「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正等について

医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。以下「被保険者等」という。）であつて70歳から74歳までであるものに係る一部負担金等については、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（平成20年2月21日付保発第0221005号厚生労働省保険局長通知別紙。以下「特例措置実施要綱」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「難病法」という。）の施行に伴い、下記のとおりの取扱いとしたので、実施に遺憾なきを期されたい。また、今般の改正について、保健医療機関等への周知等につき配慮願いたい。

#### 記

#### 第1 見直しの趣旨

「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置」については、保険医療機関等から受けた療養に係る一部負担金等について、他の公費負担の対象となる場合は、軽減特例措置（平成26年3月31日以前に70歳に達した者について、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により、平成20年4月から法律上2割とされている自己負担割合を特例として1割とする予算措置）の対象外としているが、特定疾患治療研究事業（「特定疾患治療研究事業について」（昭和48年4月17日付け衛発第242号公衆衛生局長通知）における「特定疾患治療研究事業」をいう。以下同じ。）の対象者について、公費負担を受けてなお残る患者負担が1割を超える場合には、その超える部分について軽減特例措置の対象としている。

今般、難病法の施行により、現行の特定疾患治療研究事業の対象者の大部

分が難病法第5条第1項に規定する指定難病として医療費助成の対象となるとともに、対象疾病が拡大されることとなるため、新たに拡大された対象疾病を含む指定難病を罹患している方についても、現行の特定疾患治療研究事業と同様、難病法第5条に規定する特定医療費を受けてなお残る患者負担が1割を超える場合には、その超える部分について軽減特例措置の対象とすること。

## 第2 改正の内容

平成20年2月21日付保発第0221005号厚生労働省保険局長通知別紙「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」を次のとおり改正すること。

第二の1中「又は「肝炎治療特別促進事業実施要綱」」を「、「肝炎治療特別促進事業実施要綱」」に改め、「インターフェロン治療に係る医療の給付」の下に「又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給」を加える。

## 第3 適用期日

平成27年1月1日から適用すること。

## 別 紙

### 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱

#### 第一 趣旨

医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。以下「被保険者等」という）であって、70 歳から 74 歳である者に係る一部負担金等の割合については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）により、平成 20 年 4 月から 2 割とされているところ、高齢者医療制度の施行を円滑に行う観点から、軽減特例措置として、一部負担金等の一部に相当する額を国が被保険者等に代わって保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者（医療保険各法の規定によるものをいう。以下「保険医療機関等」という。）に支払うこと等により、負担の軽減を図ってきたところであるが、世代間の公平の観点から見直しを行うこととし、平成 26 年 4 月 1 日以降 70 歳に達する者は 2 割としつつ、平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した者について、高齢者の生活に大きな影響が生じることのないよう軽減特例措置を実施する。

#### 第二 実施方法

##### 1 対象者

70 歳から 74 歳の被保険者等（昭和 19 年 4 月 1 日までに生まれた者に限る。以下「特例措置対象被保険者等」という。）であって、平成 20 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に保険医療機関等から療養を受けた者を対象とする。

ただし、当該療養に係る一部負担金等について、他の公費負担の対象となる場合は、当該公費負担が軽減特例措置に優先するものとし、軽減特例措置の対象としない（特例措置対象被保険者等が、「特定疾患治療研究事業実施要綱」（昭和 48 年衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知別紙）による治療研究に係る医療の給付、「肝炎治療特別促進事業実施要綱」（平成 20 年健発第 0331001 号厚生労働省健康局長通知別添 5）によるインターフェロン治療に係る医療の給付又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）による特定医療費の支給を受けてもなお残る負担が 2 (2) イに掲げる額を超える場合については、この限りでない。）。

##### 2 対象者の確認及び保険医療機関等での取扱い

- (1) 特例措置対象被保険者等は、通常どおり、被保険者証（被保険者資格証明書）及び高齢受給者証を保険医療機関等に提示するものとする。
- (2) 特例措置対象被保険者等が、軽減特例措置にかかわらず、自らが受けた療養に係る一部負担金等の一部を自ら支払う旨の特段の申し出をしない限り、保険医療機関等は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該一部負担金等のうち、当該イ又はロに掲げる額を超える額を当該者から徴収しないものとする。  
イ ロ以外の場合 医療費（特例措置対象被保険者等が受けた療養に係る保険給付について、医療保険各法の規定により算定した費用の額をいう。以下同じ。）の 1 割

- ロ 特例措置対象被保険者等が受けた療養に要した医療費の1割が当該者に係る高額療養費算定基準額を超える場合 当該高額療養費算定基準額
- (3) (2)により保険医療機関等が一部負担金等の一部を徴収しなかった場合、国が支払う一部負担金等の一部に相当する額につき、特例措置対象被保険者等に代わって、保険医療機関等は審査支払機関に対して請求・受領するものとする。
- (4) (3)の一部負担金等の一部に相当する額は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる額とする。
  - イ 医療費の2割が当該者に係る高額療養費算定基準額を超えない場合 医療費の1割に相当する額
  - ロ 医療費の2割が当該者に係る高額療養費算定基準額を超える場合（医療費の1割が当該高額療養費算定基準額を超える場合を除く。） 当該高額療養費算定基準額から医療費の1割を控除した額

### 3 対象者に係る療養費の支給の取扱い

- (1) 特例措置対象被保険者等が平成20年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた療養について医療保険各法の規定による療養費又は国民健康保険法の規定による特別療養費の支給申請があった場合において、軽減特例措置にかかわらず、当該療養に係る一部負担金等の一部を自ら負担する旨の特段の申し出がなされていない限り、保険者は、療養費又は特別療養費（以下「療養費等」という。）の支給に合わせて2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を支給することができる。
- (2) (1)により保険者が2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支給を決定した場合、国が支払う当該一部負担金等の一部に相当する額につき、(1)の支給申請を行った者に代わって、保険者は審査支払機関に対して請求・受領するものとする。

### 4 審査支払機関に対する請求方法

- (1) 診療報酬請求書、調剤報酬請求書又は訪問看護療養費請求書（以下「診療報酬請求書等」という。）及び診療報酬明細書、調剤報酬明細書又は訪問看護療養費明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）への記載  
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に係る診療報酬請求書等及び診療報酬明細書等への記載については、原則従来どおりとし、診療報酬明細書等に特例措置対象被保険者等である旨の表示を行うことは不要とする。なお、特例措置対象被保険者等の判別は生年月日で行うこととする。

ただし、特例措置対象被保険者等が、軽減特例措置にかかわらず、自らが受けた療養に係る2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を自ら支払った場合は、当該者に係る診療報酬明細書等の特記事項欄に「二割」と記載するものとする。

#### (2) 審査支払機関への請求

保険医療機関等にあっては医療保険各法による診療報酬請求の例により診療報酬請求書等を、保険者にあっては療養費等（当該療養費等の支給について保険者がやむを得ないものと認めるときに限る。）の支給に合わせて支給する2(4)に規

定する一部負担金等の一部に相当する額について、別紙様式1及び2を主たる事務所の所在地の属する都道府県の審査支払機関に提出することにより、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の請求を行うものとする。

## 5 審査支払事務

- (1) 審査支払機関は、社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会とする。
- (2) 審査支払機関は、保険医療機関等又は保険者の請求内容に応じ、診療報酬請求書等を審査のうえ、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支払を行うものとする。
- (3) 審査支払機関は、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額について、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により造成された基金を取り崩すことにより支払を行うものとする。

## 6 契約への委任

以上のほか、審査支払機関が行う国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支払についての必要な事項は、厚生労働省と審査支払機関との契約で定める。

## 別 紙

### 70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱

#### 第一 趣旨

医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。以下「被保険者等」という）であって、70 歳から 74 歳である者に係る一部負担金等の割合については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）により、平成 20 年 4 月から 2 割とされているところ、高齢者医療制度の施行を円滑に行う観点から、軽減特例措置として、一部負担金等の一部に相当する額を国が被保険者等に代わって保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者（医療保険各法の規定によるものをいう。以下「保険医療機関等」という。）に支払うこと等により、負担の軽減を図ってきたところであるが、世代間の公平の観点から見直しを行うこととし、平成 26 年 4 月 1 日以降 70 歳に達する者は 2 割としつつ、平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した者について、高齢者の生活に大きな影響が生じることのないよう軽減特例措置を実施する。

#### 第二 実施方法

##### 1 対象者

70 歳から 74 歳の被保険者等（昭和 19 年 4 月 1 日までに生まれた者に限る。以下「特例措置対象被保険者等」という。）であって、平成 20 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に保険医療機関等から療養を受けた者を対象とする。

ただし、当該療養に係る一部負担金等について、他の公費負担の対象となる場合は、当該公費負担が軽減特例措置に優先するものとし、軽減特例措置の対象としない（特例措置対象被保険者等が、「特定疾患治療研究事業実施要綱」（昭和 48 年衛発第 242 号厚生省公衆衛生局長通知別紙）による治療研究に係る医療の給付、「肝炎治療特別促進事業実施要綱」（平成 20 年健発第 0331001 号厚生労働省健康局長通知別添 5）によるインターフェロン治療に係る医療の給付又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）による特定医療費の支給を受けてもなお残る負担が 2 (2)イに掲げる額を超える場合については、この限りでない。）。

##### 2 対象者の確認及び保険医療機関等での取扱い

- (1) 特例措置対象被保険者等は、通常どおり、被保険者証（被保険者資格証明書）及び高齢受給者証を保険医療機関等に提示するものとする。
- (2) 特例措置対象被保険者等が、軽減特例措置にかかわらず、自らが受けた療養に係る一部負担金等の一部を自ら支払う旨の特段の申し出をしない限り、保険医療機関等は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該一部負担金等のうち、当該イ又はロに掲げる額を超える額を当該者から徴収しないものとする。
  - イ ロ以外の場合 医療費（特例措置対象被保険者等が受けた療養に係る保険給付について、医療保険各法の規定により算定した費用の額をいう。以下同じ。）の 1 割

- ロ 特例措置対象被保険者等が受けた療養に要した医療費の1割が当該者に係る高額療養費算定基準額を超える場合 当該高額療養費算定基準額
- (3) (2)により保険医療機関等が一部負担金等の一部を徴収しなかった場合、国が支払う一部負担金等の一部に相当する額につき、特例措置対象被保険者等に代わって、保険医療機関等は審査支払機関に対して請求・受領するものとする。
- (4) (3)の一部負担金等の一部に相当する額は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに掲げる額とする。
  - イ 医療費の2割が当該者に係る高額療養費算定基準額を超えない場合 医療費の1割に相当する額
  - ロ 医療費の2割が当該者に係る高額療養費算定基準額を超える場合（医療費の1割が当該高額療養費算定基準額を超える場合を除く。） 当該高額療養費算定基準額から医療費の1割を控除した額

### 3 対象者に係る療養費の支給の取扱い

- (1) 特例措置対象被保険者等が平成20年4月1日から平成31年3月31日までの間に受けた療養について医療保険各法の規定による療養費又は国民健康保険法の規定による特別療養費の支給申請があった場合において、軽減特例措置にかかわらず、当該療養に係る一部負担金等の一部を自ら負担する旨の特段の申し出がなされていない限り、保険者は、療養費又は特別療養費（以下「療養費等」という。）の支給に合わせて2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を支給することができる。
- (2) (1)により保険者が2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支給を決定した場合、国が支払う当該一部負担金等の一部に相当する額につき、(1)の支給申請を行った者に代わって、保険者は審査支払機関に対して請求・受領するものとする。

### 4 審査支払機関に対する請求方法

- (1) 診療報酬請求書、調剤報酬請求書又は訪問看護療養費請求書（以下「診療報酬請求書等」という。）及び診療報酬明細書、調剤報酬明細書又は訪問看護療養費明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）への記載  
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に係る診療報酬請求書等及び診療報酬明細書等への記載については、原則従来どおりとし、診療報酬明細書等に特例措置対象被保険者等である旨の表示を行うことは不要とする。なお、特例措置対象被保険者等の判別は生年月日で行うこととする。

ただし、特例措置対象被保険者等が、軽減特例措置にかかわらず、自らが受けた療養に係る2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額を自ら支払った場合は、当該者に係る診療報酬明細書等の特記事項欄に「二割」と記載するものとする。

#### (2) 審査支払機関への請求

保険医療機関等にあっては医療保険各法による診療報酬請求の例により診療報酬請求書等を、保険者にあっては療養費等（当該療養費等の支給について保険者がやむを得ないものと認めるときに限る。）の支給に合わせて支給する2(4)に規

定する一部負担金等の一部に相当する額について、別紙様式1及び2を主たる事務所の所在地の属する都道府県の審査支払機関に提出することにより、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の請求を行うものとする。

## 5 審査支払事務

- (1) 審査支払機関は、社会保険診療報酬支払基金及び各都道府県国民健康保険団体連合会とする。
- (2) 審査支払機関は、保険医療機関等又は保険者の請求内容に応じ、診療報酬請求書等を審査のうえ、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支払を行うものとする。
- (3) 審査支払機関は、国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額について、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金により造成された基金を取り崩すことにより支払を行うものとする。

## 6 契約への委任

以上のほか、審査支払機関が行う国が支払う2(4)に規定する一部負担金等の一部に相当する額の支払についての必要な事項は、厚生労働省と審査支払機関との契約で定める。